

## 今後の自治区制度について（最終案）

浜田市長

今後の自治区制度の取り扱いについて、平成 26 年 11 月に「今後の自治区制度についての方針」を、本年 1 月には『新自治区制度』等についての修正と説明（案）をお示しし、私の考えを述べさせていただきました。これは、それまでの市民の皆様からのご意見を踏まえ、今後の自治区制度についての基本的な方向性をお示しさせていただいたものですが、その後も、市議会や地域協議会の皆様など多くの方からご意見やご質問をいただきました。

また、本年 2 月 13 日には、金城・旭・弥栄・三隅自治区地域協議会からの現行自治区制度の存続についての要望書も提出いただきました。

これまで各地域協議会等でいただいたご意見等を踏まえ、改めて「今後の自治区制度について（最終案）」として、私の考え方を述べさせていただきますので、皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 1 これまでの提案との主な修正等について

本年 1 月にお示しいたしました「新自治区制度等についての修正と説明（案）」について、以下の項目を修正等したいと考えます。

#### ① 制度について

① 制度	・ 現行の「浜田那賀方式自治区制度」を一部見直し、引き続き「平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。（※「新自治区制度」とはしない。）
------	--

#### ② 自治区長について

② 自治区長	・ 引き続き自治区長を設置する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までの間は現行の副市長とし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、常勤の特別職とする。
説明	・ 常勤の特別職は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号によるものとし、報酬は月額 36 万円とする。 ・ 自治区長は、地域協議会が推薦し、市長が任命する。

#### ⑦ 設置期間について

⑦ 設置期間	・ 現行制度を一部見直し、4 年半延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとする。 ・ その後については、期限の 6 か月前までの市議会において協議し、決定する。
--------	--

## 2 「自治区制度」について

<p>① 制度</p>	<p>現行の「浜田那賀方式自治区制度」は、一部見直して平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。(※「新自治区制度」とはしない。)</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行と同様に 5 自治区を設置し、引き続き、「地域の個性を活かしたまちづくり」を推進する。</li> </ul>
<p>② 自治区長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き自治区長を設置する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までの間は現行の副市長とし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、常勤の特別職とする。</li> </ul>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の特別職は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号によるものとし、報酬は月額 36 万円とする。</li> <li>・ 自治区長は、地域協議会が推薦し、市長が任命する。</li> </ul>
<p>③ 地域協議会</p>	<p>現行と同様に 5 自治区に設置する。 また、委員数も現行と同様に各 15 人以内とする。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在と同様、地域振興基金の活用や自治区の重要施策等について審議する。</li> <li>・ 地域振興支援に関する事項（まちづくり総合交付金後継事業や中山間地域活性化の支援策等）について意見を述べる。</li> <li>・ 合同会議や正副会長会議を開催し、「一体的なまちづくり」に向けた自治区間の情報交換や意見交換を行う。</li> </ul>

<p>④ 地域振興基金</p>	<p>運用方法を見直して存続する。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自治区事業及び中山間地域（浜田自治区の中山間地域を含む）の活性化のために活用する。</li> <li>・ 運用方法は、平成 27 年度上期までに各自治区長を中心に協議して定める。</li> <li>・ 活用案としては、基金残額（約 19 億円）の概ね 2 分の 1 は、中山間地域の活性化のための共通事業で活用し、残りは各自治区事業で活用する。 〔共通事業の活用案〕 鳥獣被害対策、耕作放棄地対策、農林業振興など</li> </ul>
<p>⑤ 投資的経費枠</p>	<p>各自治区の「投資的経費枠」は設定しないが、旧那賀郡 4 自治区の投資的経費を確保する。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧那賀郡 4 自治区の投資的経費として、4 年間で約 50 億円（一般財源と地方債の額ベース）を確保する。</li> <li>・ このほか、新たに各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間 500 万円程度）を確保する。</li> </ul>
<p>⑥ 本庁・支所体制</p>	<p>支所 3 部門体制を基本としつつ、災害時の対応に配慮した組織体制を講じる。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年 4 月から「支所 3 部門体制」（平均 20 人体制）とし、災害時に対応できる体制を整える。</li> <li>・ 平成 27 年 4 月から本庁に「支所支援係」を設置し、各自治区の地域振興について企画・支援する。</li> </ul>
<p>⑦ 設置期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度を一部見直して 4 年半延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとする。</li> <li>・ その後については、期限の 6 か月前までの市議会において協議し、決定する。</li> </ul>

### 3 今後 5 年間における取組

今後も各地域が永続的に発展していくためには、地域の個性を活かし、地域の皆さんと行政が一体となった取組が必要だと考えます。

今後 5 年間において、地域の状況に応じた振興策や仕組みづくりなど、次の 6 点を重点に取り組んでまいります。

#### (1) 地域の個性を活かしたまちづくり施策の推進

「地域の個性を活かしたまちづくり」の施策が着実に実施できるよう、自治区ごとに振興計画を作成し、その進捗状況を定期的に関示・報告するなど、地域の皆さんと情報共有しながら施策を進めます。

#### (2) 住民自治組織への支援の充実

今後、さらに地域の皆さんが自主的に活動していただけるよう、地区まちづくり推進委員会などの住民自治組織への支援に努め、あわせて地域リーダーの育成支援に取り組めます。

また、「まちづくり総合交付金事業」の後継事業などを検討し、地域の状況に応じた支援事業を実施します。

#### (3) 地域の皆さんの声を市政に反映する仕組みづくり

地域の皆さんからのご意見を伺う場として、地域協議会に加えて、まちづくりフォーラムや必要に応じて各種公聴会、市民委員会等を開催し、市民の皆さんの声を市政に反映させます。

#### (4) 地元企業等における事業機会の確保

地元企業等の事業機会を確保するため、学校給食センターでの地元食材の利用等、地域資源を積極的に活用する「地域資源活用推進条例」（仮称）を制定します。〔制定時期は平成 27 年度中を予定〕

#### (5) 安全で安心して暮らせる防災体制の強化

平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、各支所に「防災自治課」を設置し、災害時の迅速な職員対応ができる体制を構築します。

#### (6) 支所支援体制の強化

平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、本庁の地域政策部内に「支所支援係」を設置し、各自治区の地域振興の支援を強化します。